



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 3 6 号 の 2

平成24年(2012年)8月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則	
規則			( " ) 1
職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(職員課) 1		

## 規 則

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第70号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第71号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

共同調理場	作業服(上、下)	1	共同調理場長に限る。
	白衣	4	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ズック	1	緑共同調理場長、中央共同調理場長、西部共同調理場長及び北部共同調理場長に限る。

を

共同調理場	作業服(上、下)	1	共同調理場長に限る。	
	白衣	4		
	ゴム長靴	1		共同調理場長(小立野共同調理場長、西部共同調理場長、北部共同調理場長及び東部共同調理場長を除く。)に限る。
	防寒長靴	1		
	ズック	1	小立野調理場長、緑共同調理場長、中央共同調理場長、西部共同調理場長、北部共同調理場長及び東部共同調理場長に限る。	

に

改める。

別表第6第2項の表中「給食配送校」の次に「、小立野共同調理場」を加え、

「	ズック	1		」を
	ズック	3	小立野共同調理場に限る。	
「		1	小立野共同調理場を除く。	」に

改める。

附 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

平成24年(2012年)8月21日 印刷  
 平成24年(2012年)8月21日 発行  
 定価 120円

発行人 発行所 印刷所  
 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
 金 沢 市 役 所  
 (株) 共 栄